各種奨学金案内

YMCA学院高等学校 事務室

- ●給付・貸与の金額などその他の詳細は各機関のホームページ*で確認してください。 (※奨学金のタイトルをクリックすると、各機関のホームページへ移動します。)
- ●以下はYMCA学院高等学校で案内している奨学金です。ここに掲載している奨学金の他に市町村、民間団体などの奨学金もあります。なお、高校進学のための中学校在学中に予約をする奨学金については、在籍中学校へお問い合わせください。

▼在学採用(高校在学中に貸与または給付される奨学金)

名 称・対 象

【貸与】大阪府育英会

(対象) 保護者が大阪府内に居住し、経済的理由により修学が困難な生徒

【給付】大阪市奨学費(毎年申請が必要)

(対象) 申請年度の7月 | 日時点で大阪市に住民登録があり、市民税非課税世帯の生徒 ※生活保護世帯は対象外です。

【給付】堺市奨学金制度

(対象) 申請年度の7月 | 日時点で次の要件を全て満たす生徒

- · | 年次生で堺市内の居住先から通学している
- ・大阪府「奨学のための給付金」受給の対象外である⇒生活保護受給世帯や所得割額非課税世帯に当てはまらない
- ・親権者全員の前年中の合計所得が基準額以下の世帯 ※基準額はホームページで確認してください。

【給付】八尾市奨学金制度(毎年申請が必要)

(対象) 申請年度の6月 | 日時点で八尾市に住民票登録がある生徒であり、世帯全員の前年中の合計所得金額が 基準額以下の世帯

※基準額はホームページで確認してください。

※生活保護世帯は対象外です。

【貸与】兵庫県高等学校教育振興会奨学資金

(対象) 保護者が兵庫県内に居住し、経済的理由により修学が困難な生徒

【貸与】京都府高等学校等修学金貸与制度

(対象) 親権者が京都府内に居住し、経済的理由により修学が困難と認められる生徒

【貸与】滋賀県奨学資金

(対象) 保護者が滋賀県に居住し、経済的理由のために修学が困難な生徒

【貸与】和歌山県修学奨励金

(対象) 保護者が和歌山県に居住し、経済的理由のために修学が困難な生徒

【給付】あしなが奨学金

(対象) 保護者が病気や災害、自死などで死亡、または保護者が I 級から 5 級の障がい認定を受けていて、経済的な援助を必要としている家庭の生徒

▼予約採用※3年次生対象(大学·専門学校等に進<u>学後</u>に給付・貸与が始まる奨学金)

名 称・対 象

【給付·貸与】日本学生支援機構 大学等予約採用

(対象) **3年次に在籍し**、大学や専門学校などに進学を希望し、学力基準・家計基準を満たす生徒

【貸与】あしなが奨学金(大学/専修・各種学校)

(対象)

- ・3年次に在籍し、翌年の4月に大学・短大・専修・各種学校の第1学年に進学を希望している生徒
- ・保護者が病気や災害、自死などで死亡、または保護者が | 級から5級の障がい認定を受けていて、経済的な援助を必要としている家庭の生徒
 - ※大学と専修・各種学校の奨学金は同時に申請(併願)できません。